

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

いま雇用の分野で疑問に感じていることを今回は述べます。その一つ目は、

**雇用保険の受給資格者のしおいを英文では、  
Instructions for qualified recipients といいます。**

外国の方が失業をした場合、ハローワークに行きますが、その時、本人に渡されるのが雇用保険の受給資格者のしおりと英文で書かれている Instructions for qualified recipients です。その中で特に注目をすべきことの一つに、本人が求職活動を実施した場合、実績として評価されるかどうかがあります。

それは、受給資格者のしおりの中のページ 24 に書かれています。

求職活動の範囲等ということです。英文では、Range job-seeking activity という項目です。

失業者が、一生懸命に求職活動を実施していることを、失業の認定における求職活動実績に該当するものとして、(1) 求人への応募から (5) 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験までが挙げられています。

日本文の方は、(5) の検定等の資格試験の受験の下に、以下の記載事項があります。

<電話連絡が求職活動実績に該当する場合>

求人のある事業所に電話連絡を行った場合、熱心に採用を依頼し応募の意思を表明した場合や求人の職務内容が自分の職務経験に適合するか具体的に確認した事実が明らかである場合には、求職活動実績として認められます。この場合には、事業所名、担当部署、電話番号、具体的なやり取り等を失業認定申告書に記載してください。とあります。

しかし、英文の方は、(5) Taking qualifications tests, such as national tests and

Certification examinations that contribute to re-employment とあるだけで、上記の具体的な記載事項の例がないのです。二つ目は、**平成 24 年厚労省告示 475 号**

**派遣先が講ずるべき措置に関する指針**の中の第 2 派遣先が講ずべき措置

の 14 の (3) 労働者派遣の役務の提供を受けていた派遣先が新たに労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、当該新たな労働者派遣の開始と当該新たな労働者派遣の役務の受入れの直前に受け入れていた労働者派遣の終了との間の期間が 3 月を超えない場合には、当該派遣先は、当該新たな労働者派遣の役務の受入れの直前に受け入れていた労働者派遣から継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとみなすこと。つまり、前と後の契約期間の間に 3 か月と 1 日以上の間を入れると、前と後ろの期間は別の契約となって、期間が加算されなくなるということです。

派遣期間が 1 年になると、派遣先は、派遣労働者を直接雇用しなければならない。その回避方法としてこのやり方を導入すればよいということになるが、こともあろうに、政府の一部機関が派遣先に、この件を教える事例があった。政府一部機関は、立場の弱い派遣労働者の敵なのか？